

# 東三河国有林の地域別の森林計画書

(東三河森林計画区)

(変更)

(令和3年12月変更)

計 画 期 間  
自 平成30年 4月 1日  
至 令和10年 3月31日

林野庁中部森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、森林の整備及び保全の取組を推進するため、森林の立木竹の伐採に関する事項及び林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項を変更するものである。

この変更は、令和4年4月1日に効力を生じるものとする。

(利用上の注意)

本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

# 目 次

## II 計画事項

### 第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）…………… 1
  - （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項…………… 1
  - （3）林産物の搬出方法等

## II 計画事項

### 第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、第3の4の(1)に定める「公益的機能別施業森林区域内における施業の方法」によるものとする。

また、伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採との連たん等を十分考慮することとする。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、伐採の適否、伐採方法及び搬出方法を決定する。

2 造林に関する事項

(略)

3 間伐及び保育に関する事項

(略)

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(略)

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

(略)

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

(略)

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせることとする。特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線によることとするなど十分配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

(略)